

ポータルサイト各社で違反物件情報を共有

ポータルサイト広告適正化部会では、日頃より、インターネット広告の適正化を図るための方策を実施しています。おとり広告や不当表示の未然防止および、これらの広告などによるエンドユーザーに対する被害拡大を防止するため、違反物件情報などを共有し、その情報に該当する物件の掲載があれば削除いただくなどの対策を講じています。会員の皆さまにおかれましては、登録ルールの遵守、情報メンテナンスにご協力をお願いします。

2025年11月～2026年1月にポータルサイト広告適正化部会で
574件の違反物件情報が共有されました。

首都圏不動産公正取引協議会の措置事例①

	東京都知事免許（1）
措置	違約金課徴
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
賃貸共同住宅 8物件	<ol style="list-style-type: none"> おとり広告（契約済み） 契約済みとなった後、長いもので1か月以上、短いもので15日間継続して広告（7件） 「敷金 22万円」、「鍵交換代 2.2万円」、「室内清掃費用 38500円」 ⇒ 敷金は440,000円、鍵交換費用は33,000円及び室内清掃費用は44,000円（1件） 「室内清掃費用 38500円」 ⇒ 44,000円（1件） 「2面採光」、「全室2面採光」 ⇒ 1面（1件） 「ペット相談」 ⇒ ペットを飼育する場合は、敷金が賃料の1か月分増額される旨不記載（6件） 前記5の増額された敷金が償却される旨不記載（4件） 「バイク置場」 ⇒ 利用料（毎月5,500円）が必要（1件） エアコンクリーニング費用（2件）及び鍵交換費用（1件）不記載

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第362号(2025年11月号)より抜粋 ①
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2025/11/tsushin362.pdf>

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第363号(2025年12月号)より抜粋 ②
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2025/12/tsushin363.pdf>

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第364号(2026年1月号)より抜粋 ③
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2026/01/tsushin364.pdf>

首都圏不動産公正取引協議会の措置事例②

	国土交通大臣免許（3）
措置	警告
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
分譲宅地 1物件	「都市計画 調整区域」、「建築条件なしなので、好きなハウスメーカーで自由に建築可能」、「条件等 -」等と特段の制限なく誰でも建物の建築ができるかのように表示 ⇒ この土地は〇〇市又は隣接する市町の市街化調整区域に20年以上居住する親族を有する者しか建物の建築ができない。

首都圏不動産公正取引協議会の措置事例③

	国土交通大臣免許（6）
措置	違約金課徴
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
賃貸共同住宅 10物件	<ol style="list-style-type: none"> 「周辺情報 〇〇駅まで0m □□駅まで0m」 ⇒ 〇〇駅まで500m、□□駅まで580m（1件） ルームクリーニング費用（5件）、エアコンクリーニング費用（3件）、 鍵交換費用（1件）、24時間サポート費用（1件）、室内抗菌費用（1件） 及び室内消毒サービス（1件）不記載 「駐輪場」 ⇒ 毎月550円（上段）又は1,100円（下段）の利用料が必要（1件） 「対面式キッチン」 ⇒ 対面式キッチンではない（1件） 家賃保証料について、「次年度以降10000円～」 ⇒ 12,000円（1件） 「礼金 11.5万円」、「ペット相談」 ⇒ ペットを飼育する場合、礼金は230,000円に増額される（1件） 「初回保証料：賃料等の60%」 ⇒ 賃料及び管理費の合計額の80%（1件） 「室内クリーニング代：49500円」 ⇒ 60,500円（2件） 「敷金 -」、「ペットと一緒に引越し」、「ペット相談」 ⇒ ペットを飼育する場合、敷金は1か月分が必要となり、増額分の敷金は全額償却 される（2件） 「鍵交換代：30000円」 ⇒ 33,000円（1件） <p>※ 過去の措置 自社は、2021年10月28日にも契約済みの「おとり広告」を行ったこと等により、 厳重警告及び違約金課徴の措置を受けている。</p>

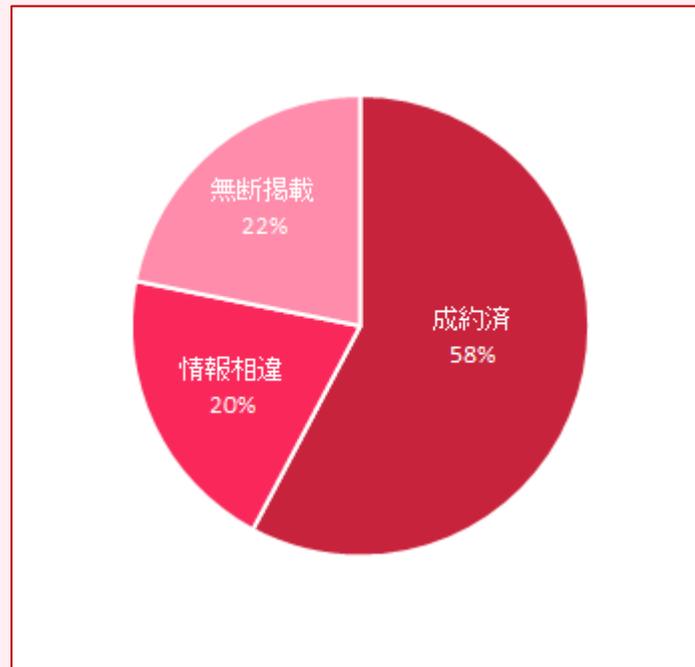
情報審査活動報告と違反事例

2025年11月～2026年1月のご指摘の割合

2025年11月～2026年1月の不動産情報サイト アットホームの掲載物件に対する主なご指摘（成約済、情報相違、無断掲載）の割合は以下のとおりです。

アットホームでは正確な物件情報を公開するために、週に1回以上、物件情報の内容確認と最新情報への更新をお願いしています。

成約済の物件の公開を継続していると「おとり広告」とみなされますので、トラブル防止のためにも速やかに非公開の処理・手続きを行ってください。



2025年11月～2026年1月の不動産情報サイト アットホームの掲載物件に対する主な指摘内容の割合

直近の違反事例

当社ではご指摘への対応、掲載物件の調査を行っています。

以下は当社規定による主な違反事例です。

■ A社

物件種別	売買居住用1物件
違反概要	・ 広告掲載未許可

■ B社

物件種別	賃貸事業用3物件
違反概要	・ 画像転載未許可

■ C社

物件種別	売買居住用1物件
違反概要	・ 成約済物件の3カ月以上の公開

■ D社

物件種別	賃貸事業用1物件
違反概要	・ 広告掲載未許可

■ E社

物件種別	賃貸事業用1物件
違反概要	・ 広告掲載未許可 ・ 画像転載未許可